

## 空家対策の取組状況について

総務課

### 1 空家等の状況

	状況	件数(H27 年度調査結果)
Aランク	危険な空家	71 件
Bランク	大規模修繕必要	64 件
Cランク	小規模修繕必要	314 件
Dランク	そのまま使用可能	42 件
Eランク	空家以外(物置など)	34 件
	合計	525 件

※H30 年度調査結果 650 件

○特定空家 35 戸

特定空家とは、次の状態にあると認められる空家等で、琴浦町空家等対策審議会の意見を踏まえて町長が認定するもの。

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観をそこなっている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### 2 対応状況

	R 1 年度	H30 年度	H29 年度
助言	7 件	5 件	14 件
指導	0 件	5 件	37 件
解体補助	4 件	7 件	4 件

### 3 行政代執行の今後の予定

- ・ 令和元年 9 月 法的手続の確認
- ・ " 10 月 解体工事の入札及び発注
- ・ " 12 月 解体工事の完了
- ・ 令和 2 年 1 月 相続財産管理人の選任
- ・ " 2 月 底地等の財産の売却
- ・ " 3 月 債権の回収

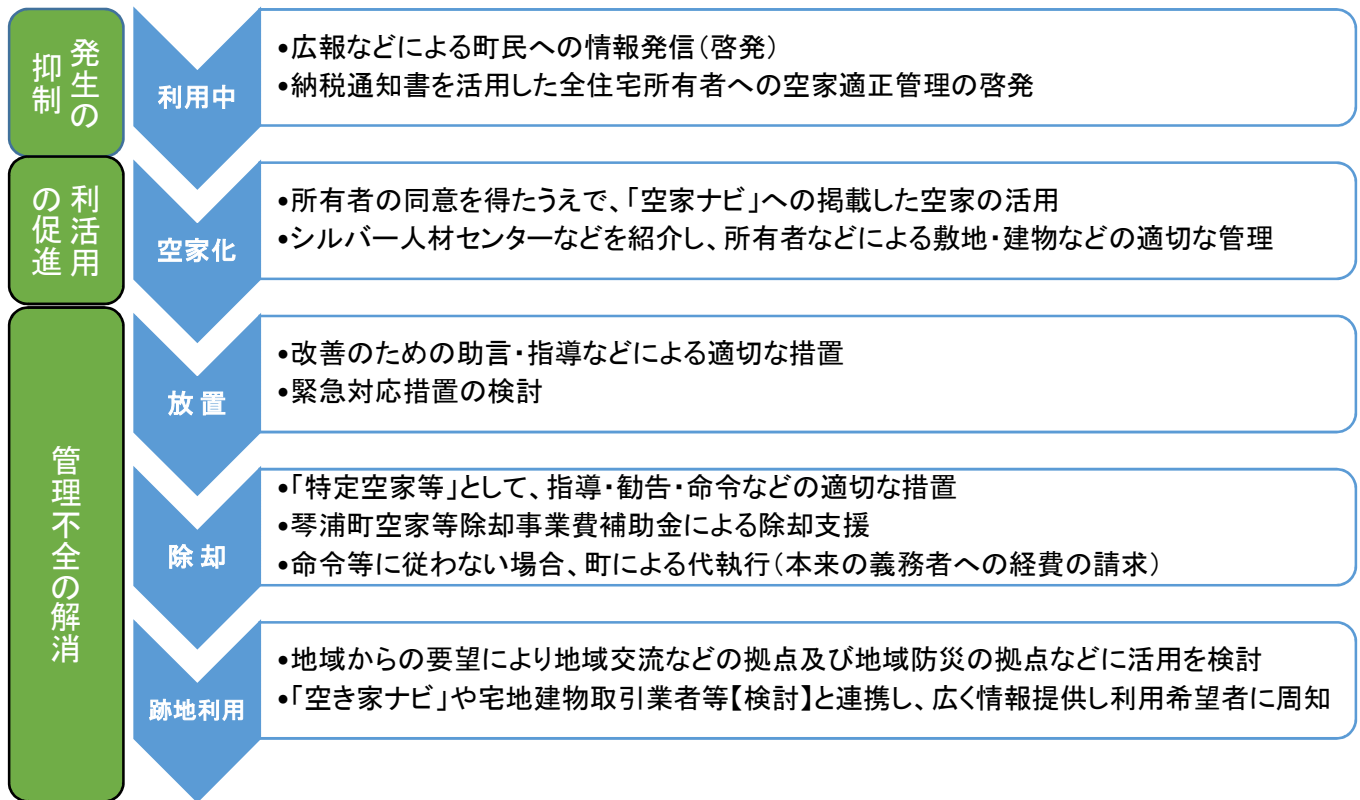
## 空家等対策の取り組み方針

住宅が空家等となる前の利用中の段階から、空家除却後の跡地活用までの次の各段階の状況に応じた対策を行います。

- (1) 発生の抑制
- (2) 利活用の促進
- (3) 管理不全の解消
- (4) 住民からの相談に対する取り組み

## 具体的な施策など

### (1) 具体的な施策



### (2) 税制上の措置

特定空家等に認定され、勧告等の猶予期限までに除去を行った空家等に対しては、条例減額制度に基づき一定期間、固定資産税等の減額を検討します。

※勧告等の猶予期限までに除去が行われない空家等の敷地については、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

## 実施体制・相談体制など

空家等に関する相談窓口を総務課内に設置し、同課職員が対応する。また、空家の相談は多岐にわたることから、庁内の関係部署及び審議会及び関係団体と連携、相談し対応する。

項 目	担当窓口
空家対策計画、審議会に関すること	総務課
調査、指導、勧告、命令等に関すること	
空家等の除却費用の支援に関すること	
空き家ナビ、移住定住に伴う空家の利活用に関すること	商工観光課
空家等の税制上の措置に関すること	税務課
ごみに関すること(不法投棄等)	建設環境課
道路側への樹木の繁茂	